

# 防災上の連携・協力に関する協定

この協定は、大規模災害時に備え、新潟県及び山形県（以下「両県」という。）共通の防災上の課題に対処するとともに、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく相互応援の迅速かつ円滑な遂行に寄与するために、平常時における両県の連携・協力の推進に必要な基本的事項について定めるものとする。

## 第1 防災情報の共有化の推進

両県は、防災に関する基礎情報及び防災対策施策に関する情報を共有するとともに、防災行政無線、防災情報システム等の活用により災害情報の共有体制を構築するものとする。

## 第2 政策検討等の共同実施

両県は、日本海沿岸の震災対策など防災上の共通課題に対し協力して対処するため、政策の検討、国への提言等を共同で行うものとする。

## 第3 相互交流の推進

両県は、相互に総合防災訓練等への視察又は参加等を行うとともに、関係部局間における意見交換等を推進するものとする。

また、両県は、大規模災害時における連携・協力体制を充実・強化するため、両県管内の市町村、民間企業、NPO、関係団体等の防災関係機関相互の連携・協力体制の整備促進を図るものとする。

## 第4 物資・資機材等の提供体制の整備

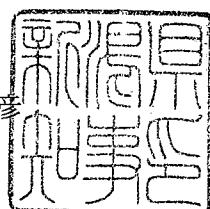
両県は、大規模災害時に備え、食料品、飲料水、毛布等の生活必需物資の備蓄や防災資機材等の整備を推進するとともに、災害時の提供体制の整備を推進するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両県がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年2月24日

新潟市新光町4番地1

新潟県知事 泉田裕彦



山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 斎藤弘

